

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金	種別	義務的拠出金	30年度 予算額	7,913千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	国連環境計画（UNEP ウィーン条約事務局）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1）設立経緯等・目的：オゾン層破壊のメカニズム及びその悪影響は、1970年代中頃から指摘され始め、その後、国際的な議論が行われ、1985年にウィーン条約が採択された。同条約はオゾン層保護のための国際協力を推進することを目的とする。2018年5月時点での締約国数は196か国及びEU。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出を求められる。本件拠出により、日本は締約国会議（COP）において発言権を確保することが可能となり、COPにおける決議案や決定案等の規範設定の議論を通じて、日本の利益が確保されることが期待されるとともに、条約事務局による締約国会議、ビューロー（議長団）会合等の開催、オゾン研究管理者会議の開催、オゾン層保護に係る広報・普及啓発活動、ホームページの運営及び締約国会議が決定する他の任務の遂行等を支援し、オゾン層の変化により生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護すること等を図る。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウィーン条約はオゾン層の保護という地球規模の課題に対処することを目標としており、全ての国連加盟国が締約国となっている。同COPでは最新の科学的研究の成果も踏まえ、オゾン層保護に向け取るべき措置について話し合われており、条約事務局は同COPの準備、運営を担うほか、COPで委託された調査、情報収集、情報共有を行うなど、関連の国際基準・規範の形成、普及啓発に向けた取組を行っている。</li> <li>・オゾン層破壊物質（ODS）の最終的な全廃に向けて、締約国が実施すべき規制措置が本条約の下のモントリオール議定書に規定されている。年間のODSの生産・消費量については、2010年代半ばまでにピーク時（1990年）の98%の削減に繋がっており、残り2%についても今後削減される予定である。</li> <li>・本件条約事務局の活動の方針が決定されるCOPにおいて、事務局の活動内容の適正性が確保されるよう取り組んでいる。</li> </ul>						
2 組織・財 政マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：国連会計検査委員会（Board of Auditors, BOA）、報告・提出月：2017年5月、結果及び対応：特段の指摘事項なし</li> <li>・財政状況の報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告・提出月：2017年5月（2016年度）</li> <li>・執行残額の執行済額に対する割合は310%であるが、次期3か年の予算額を決定する際に、その残額を充当することで締約国が実際に拠出する額を減じる措置が講じられている。かかる措置により、2020年までに残額の大半は解消される見込み。</li> </ul> </li> <li>・ウィーン条約事務局は、モントリオール議定書事務局との共同事務局として、効率的な組織・財政マネジメントの実現に努めている。また、次期3年分の予算額を決定する際に、基金残額を充当することで可能な限り締約国が実際に拠出する額を減じる措置が講じられている。</li> <li>・日本は、主要拠出国として、COPでの予算案に関する議論に積極的に参加し、日本の立場を反映するよう努めている。その結果、拠出額について2008年から2017年まで名目ゼロ成長が維持されてきた。他方、執行残額の減少により、今後拠出額の名目ゼロ成長維持は困難な中、2017年のCOPにおける次期3年分の予算に係る議論において可能な限り執行残額から予算額を補填すべきと立場を主張した結果、その主張が反映される形で、拠出額の急激な増加を抑えるに至った。（日本の拠出額は前年比8.5%増）。</li> <li>・日本は、COPにおいて、事務局の活動内容に照らした予算額の適正性が確保されるよう取り組んでいる。</li> </ul>						
3 日本の外 交課題遂行 における有 用性・重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オゾン層の変化がもたらす悪影響から人の健康を守ることは日本のみならず人類全てにとって重要であり、またオゾン層の保護は日本のみでは達成し得ない課題であるところ、全ての国連加盟国が締約国となっているウィーン条約及び同条約モントリオール議定書の実施に積極的に貢献し、日本の外交の重要分野である地球環境問題に対する積極的な姿勢を内外に示すことは、極めて重要である。</li> <li>・日本は、主要拠出国として、COPにおける事業計画や予算案に関する議論に積極的に参加し、日本の立場を効果的に反映するよう努めている。</li> <li>・事務局の活動の大枠及び予算は、日本を含む締約国が出席するCOPにおいて決定されており、締約国として各種意思決定に参加する地位を有している。</li> <li>・本件拠出金はCOPの開催を中心とする事務局予算に充てられているものであり、日本による二国間支援との重複はない。他方、オゾン層の保護は日本のみでは達成し得な</li> </ul>						

	<p>い課題であり、国際社会が協力して取り組んでいく必要があるところ、締約国が一堂に会しオゾン層保護について議論する COP の開催を担う条約事務局の活動は非常に重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ COP には ODS 削減に利害関心を有する日本の業界団体関係者も出席している。</li> </ul>						
4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	196 か国	8	1	1	12.5%	1	1
	<p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関めぐみ氏が事務局次長 (D2) を務めている。</li> <li>・ 分担率 (9.639%) 以上の比率 (12.5%) の日本人職員が採用されている。</li> </ul>						
5 PDCA サイクルの確保等	PLAN	締約国会議にて3か年事業計画及び予算案を審議、承認。					
	DO	日本からの義務的拠出金の支払、条約事務局による事業計画の実施。各種会議及び文書を通じた条約事務局の活動のモニタリング。					
	CHECK	監査報告書や締約国会議等を通じた運営・活動の評価。					
	ACT	各種会議や不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各国からの拠出金は、一般会計に組み入れられるため、日本からの拠出金を特定することはできない。</li> </ul>						
担当課室名	地球環境課						